

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	
〈4・1 掲示〉	1
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	
〈4・1 掲示〉	5

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第47号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に、

「第1款 工業技術センター（第190条－第193条）」
を

「第1款 計量検定所（第189条の7・第189条の8）」

第1款の2 工業技術センター（第190条－第193条）」

に、

「第4款 計量検定所（第200条・第201条）」

を

「第4款 削除」

に改める。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この規則の定めを変更して当該出先機関の長が定めることができる。

第7条の表中

「

政策企画課	
-------	--

」

を

「

政策企画課	人口問題対策室
-------	---------

」

に、

「

高齢者福祉課	地域ケア体制整備推進チーム
	ねんりんピック推進室

」

を

「

高齢者福祉課	地域包括ケア推進チーム
ねんりんピック推進課	

」

に改め、

「

鳥獣対策課	
-------	--

」

」

を削り、

理事（交通運輸政策担当）所管	運輸政策課	
	公共交通課	

を

理事（中山間対策・運輸担当）所管	中山間地域対策課	
	鳥獣対策課	
	交通運輸政策課	

に、

観光振興課	
おもてなし課	
龍馬ふるさと博推進課	

を

観光政策課	
地域観光課	
おもてなし課	

に、「木材販売促進室」を「木材加工推進室」に改める。

第11条中「室戸市、安芸市及び四万十市並びに」を削る。

第12条の次に次の1条を加える。

（公園下水道課員駐在所）

第12条の2 公園下水道課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に公園下水道課員駐在所を置く。

第14条に次の1号を加える。

(13) 人口動態に関連する統計調査の活用等による政策の企画、立案及び調整に関すること。

第40条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

（ねんりんピック推進課）

第40条の2 ねんりんピック推進課の分掌事務は、第26回全国健康福祉祭こうち大会の開催に関する事務とする。

第41条第13号中「高知医療センターの精神科病棟の整備」を「高知医療センターこころのサポートセンター」に改める。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

第54条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を削り、同条第8号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第55条から第64条までを次のように改める。

（中山間地域対策課）

第55条 中山間地域対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中山間地域の総合対策の調整に関すること。
- (2) 中山間地域の集落対策に関すること。
- (3) 中山間地域の生活環境の整備に関すること。
- (4) 離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中山間地域に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

（鳥獣対策課）

第56条 鳥獣対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥獣被害対策に関すること。
- (2) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、鳥獣対策に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

（交通運輸政策課）

第57条 交通運輸政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通及び物流の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 公共交通体系に関すること。
- (3) 公共交通の利用者対策に関すること。
- (4) 中村線、宿毛線、ごめん・なはり線、阿佐東線及び予土線に関すること。
- (5) 軌道及びバスの対策に関すること。
- (6) 航空に関すること。
- (7) フェリーに関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- (8) 土佐くろしお鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に関すること。
- (9) 高知龍馬空港及び高知空港ビル株式会社に関すること。
- (10) 陸上運輸、海上運輸及び航空運輸に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公共交通及び物流に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第58条から第64条まで 削除

第65条中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号を第7号とする。

第67条第6号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 工業技術センターに関すること。
- (7) 紙産業技術センターに関すること。
- (8) 海洋深層水研究所に関すること。

第74条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) スポーツツーリズムの推進に関すること。

第75条を削る。

第74条の2中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加え、同条を第75条とする。

(1) 観光客の満足度の向上に関すること。

第74条の次に次の1条を加える。

(地域観光課)

第74条の2 地域観光課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等に関すること。

(2) 観光に携わる人材の育成に関すること。

(3) 広域観光協議会の育成及び支援に関すること。

(4) 足摺海洋館に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域の観光振興に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第77条第4号中「権利移動、調整」を「利用調整」に改める。

第82条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農産物の地産地消に関すること。

第91条の2第15号を次のように改める。

(15) エコサイクルセンターの建設に伴う日高村の振興策に関すること。

第107条第12号中「まちづくり交付金」を「都市再生整備計画事業」に改める。

第111条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターに関すること。

第155条中「及び課」を「、課及びセンター」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 高知ギルバーク発達神経精神医学センター

第156条第4項第6号中「通園の」を削り、「支援」を「通所支援」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 障害児相談支援に関すること。

第156条第5項中「通園」を「通所支援」に改め、同条第6項第3号中「通園の」を削り、「支援」を「通所支援」に改め、同条第7項第4号中「児童デイサービス」を「発達障害児の通所支援」に改め、同条に次の1項を加える。

8 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの分掌事務は、神経発達障害等の調査及び研究に関する事務とする。

第163条を次のように改める。

(内部組織)

第163条 高知県中央児童相談所に次に掲げる課及びチームを置く。

(1) 企画調整課

(2) こども支援課

(3) 相談課

(4) 児童虐待対応チーム

第3章第6節第1款を同節第1款の2とし、同節に第1款として次のように加える。

第1款 計量検定所

(設置)

第189条の7 適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上を図るため、高知県

計量検定所（以下「計量検定所」という。）を高知市に置き、その所管区域は、高知県全域とする。

(所掌事務)

第189条の8 計量検定所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定計量器の検定及び検査に関すること。

(2) 基準器検査及び装置検査に関すること。

(3) 計量に関する立入検査の実施に関すること。

(4) 特定計量器の製造、修理及び販売の事業に関すること。

(5) 計量証明事業の登録に関すること。

(6) 計量管理に関すること。

(7) 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関すること。

(8) 指定製造者及び指定製造事業者に関すること。

(9) 計量の指導に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、計量法（平成4年法律第51号）の施行に関すること。

第3章第6節第4款を次のように改める。

第4款 削除

第200条及び第201条 削除

第203条各号を次のように改める。

(1) 施設内訓練の実施に関すること。

(2) 在職者の職業訓練についての援助に関すること。

(3) 高知県立高知高等技術学校にあっては、次に掲げる事項

ア 施設外訓練の実施に関すること。

イ 技能検定に関すること。

ウ 職業訓練指導員免許に関すること。

エ 各種技能協議会に関すること。

第213条第6号中「その他土地改良団体」を削る。

第215条第1項第3号中「に関すること」を「に関すること（高知県中央東農業振興センター及び高知県須崎農業振興センターの総務企画課に限る。）」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「その他土地改良関係団体」を削り、「に関すること」を「に関すること（高知県中央西農業振興センターの総務企画課を除く。）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号を同項第5号とし、同条第2項に次の4号を加える。

(4) 農業土木工事に伴う用地の買収、登記及び補償に関すること（高知県中央東農業振興センター及び高知県須崎農業振興センターの基盤整備課を除く。）。

(5) 土地改良事業計画及び変更計画に関すること。

(6) 土地改良区の指導及び検査に関すること（高知県中央西農業振興センターの基盤整備課に限る。）。

(7) 県有土地改良財産の維持管理及び処分に関すること。

第254条第1項第18号を次のように改める。

(18) 高知県中央東土木事務所及び高知県高知土木事務所にあつては、浦戸湾東部流域下水道の管路施設の管理に関すること。

第254条第1項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 高知県高知土木事務所にあつては、高知駅大屋根等施設の管理に関すること。

第254条第2項を削る。

第256条第4項第5号中「高知駅大屋根等施設」を「高知県高知土木事務所にあつては、高知駅

大屋根等施設」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高知県中央東土木事務所にあつては、浦戸湾東部流域下水道の管路施設の管理に関するこ

と。
第256条第7項に次の1号を加える。

(5) 高知県高知土木事務所にあつては、浦戸湾東部流域下水道の管路施設の管理に関するこ

と。
第256条第10項から第12項までの規定中「第254条第1項第17号」を「第254条第17号」に改め

る。
第279条第1項中「理事(東京事務所担当)、理事(交通運輸政策担当)」を「理事・東京事務

所長、理事(東京事務所)、理事・大阪事務所長、理事(中山間対策・運輸担当)」に、「監査

委員事務局長及び東京事務所長」を「及び監査委員事務局長」に改める。
第285条第1項中「総務部副部長(秘書政策企画担当)」を「総務部副部長(秘書政策企画担

当)、産業振興推進部副部長(中山間対策・運輸担当)」に改める。
第291条第1項中「産業振興推進部運輸政策課長」を「産業振興推進部中山間地域対策課長」に

改める。
第301条第2項の表中

畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

を
「

土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
港湾振興監	港湾の管理及び振興に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に、「労働安全衛生に関し特に高度の」を「労働安全衛生に関する」に、「危機管理指導監」を

「危機管理・防災指導監」に、「危機管理に」を「危機管理及び防災対策に」に、

会計指導監	会計事務の適正化に関する企画及び指導の事務に従事し、会計検査事務を総括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関し特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。

を
「

生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する
---------	-------------------------------

専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。

会計支援推進監
適正な会計事務に係る執行管理及び人材育成の推進に関する専門的業務に従事し、会計検査事務を総括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に改める。
第303条第1項の表中

「畜産振興監(農業振興部に限る。)
土木技術監(土木部に限る。)」

を
「土木技術監(土木部に限る。)

港湾振興監(土木部に限る。)」
に、「危機管理指導監」を「危機管理・防災指導監」に、

産地・流通支援課	プロジェクトマネージャー 専門技術員
----------	-----------------------

を
「

産地・流通支援課	プロジェクトマネージャー 専門技術員
地域農業推進課	専門技術員

に、「会計指導監」を「会計支援推進監」に改める。
第305条の表中

幡多看護専門学校長	高知県立幡多けんみん病院長
-----------	---------------

を
「

幡多看護専門学校長	高知県立幡多けんみん病院長
食肉衛生検査所次長	高知県幡多福祉保健所次長のうち事務を総括する職にある者

に、
「

療育福祉センター副参事	高知県幡多児童相談所長
-------------	-------------

を
「

療育福祉センター高知	療育福祉センター副センター長のうち事務を総括する職にある者
------------	-------------------------------

ギルバーク発達神経精神医学センター所長	
療育福祉センター副参事	高知県幡多児童相談所長
療育福祉センター高知ギルバーク発達神経精神医学センター副参事	健康対策課長

に、

高知県中央児童相談所の職員	療育福祉センターの相談通園部長及び相談担当職員の職員
---------------	----------------------------

を

高知県中央児童相談所の職員	療育福祉センターの相談通園部長及び相談担当職員の職員
高知県幡多児童相談所次長	高知県幡多福祉保健所次長のうち事務を総括する職にある者

に改める。

第306条の表中「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」に、「南海地震対策課」を「危機管理・防災課」に改め、「（拠出金を除く。）」を削り、「第97条第1項」を「第97条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第1項」に、「高知県営住宅入居者選考委員会」を「高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会」に、「住宅の困窮度合いの判定基準の策定に係る」を「入居の決定に係る重要事項についての」に、「入居者の」を「入居者の選考基準その他入居者の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部鳥獣対策課	産業振興推進部鳥獣対策課
産業振興推進部運輸政策課 産業振興推進部公共交通課	産業振興推進部交通運輸政策課

(高知県予算規則の一部改正)

- 3 高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「交通運輸政策担当」を「中山間対策・運輸担当」に改める。
（高知県損害賠償等審査会規則の一部改正）
- 4 高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「高知県教育委員会事務局総務福利課長」を「高知県教育委員会事務局教育政策課長」に改める。
（高知県契約規則の一部改正）
- 5 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「交通運輸政策担当」を「中山間対策・運輸担当」に改める。

訓 令

高知県訓令第9号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

第1条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表本部員の項中

「総務部長」

を

「理事（中山間対策・運輸担当）」

総務部長

に改め、同表幹事の項中「産業振興推進部公共交通課長」を

「産業振興推進部交通運輸政策課長」に改める。

（高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

第2条 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「総務部長」

を

「理事（中山間対策・運輸担当）」

総務部長

に改め、「理事（交通運輸政策担当）」を削る。

別表第2中「産業振興推進部運輸政策課長」を「産業振興推進部中山間地域対策課長」に改める。

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第3条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「産業振興推進部公共交通課長」を「産業振興推進部交通運輸政策課長」に改める。

（高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部改正）

第4条 高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程（昭和38年11月高知県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「文化生活部鳥獣対策課長」を「産業振興推進部鳥獣対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。